

# 規 約

## 社会人サッカー連盟規約

### 第1章 総 則

- 第1条 この連盟は山梨県社会人サッカー連盟（以下「本連盟」という）という。
- 第2条 本連盟は（公財）日本サッカー協会の憲章に基づき、（一社）山梨県サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 本連盟の事業は、（一社）山梨県サッカー協会の事業に包括される。
- 第4条 本連盟の事務局は、会長指定の場所に置く。

### 第2章 目 的

- 第5条 本連盟は、加盟チーム相互の連絡協調により社会人サッカーの総合的發展並びに地域サッカー界の水準向上を期すると共に、サッカー競技の普及に努め、サッカーを通じて相互の親睦を図り、よき社会の形成者となることを目的とする。

### 第3章 事 業

- 第6条 本連盟は、第5条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 各種競技会の開催
  2. 選手並びに指導者及び審判員の育成強化
  3. 技術向上に関する研究及び指導
  4. 各種競技会への選手等の派遣援助
  5. （一社）山梨県サッカー協会の加盟登録及び審判登録の委託業務
  6. その他本連盟の目的達成に必要な事業

### 第4章 組 織

- 第7条 本連盟は、（一社）山梨県サッカー協会に登録した団体及びチームで、第5条の目的を達成するために必要な条件を備えていると認められ、本連盟に加盟した団体及びチームにより組織する。

### 第5章 役 員

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。
- |      |     |
|------|-----|
| 会 長  | 1名  |
| 副会長  | 若干名 |
| 委員長  | 1名  |
| 副委員長 | 若干名 |
| 常任理事 | 若干名 |

理 事 若干名  
委 員 若干名  
監 事 若干名

なお、本連盟に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

第9条 役員は次の区分によって選出される。

1. 山梨県社会人サッカー連盟運営委員（以下「運営委員」という）
  - ・本連盟が推薦した理事以上の役員及び監事等
  - ・本連盟が推薦した委員  
（1部、2部リーグのチーム代表者及び議長）
2. 各リーグ運営役員（以下「運営役員」という）
  - ・各リーグ加盟チームの代表者

第10条 1. 運営委員会（第6章第13条2）は、前第9条1. の運営委員で構成し、役員の推挙並びに選出は第6章第12条2による。また、名誉会長、顧問、参与は、委員会で推挙し、それぞれ総会の承認を得るものとする。

なお、本委員会に、競技運営部、技術部、規律部、審判部、総務部の各専門部を置き、事業の円滑な運営を図るものとする。

2. 運営役員会（第6章第13条3）は、前第9条2. の運営役員で構成し、次の各委員の選出は運営役員の互選とする。

議 長	1 名
競技運営委員	1 名
技 術 委 員	1 名
審 判 委 員	1 名
会 計	1 名
委 員	若干名

第11条 役員の任期は2年とし、重任並びに再任は妨げない。ただし、委員及び運営役員の任期は1年とする。なお、任期の途中で就任した場合は、前任者の残存期間とする。

## 第6章 会議

第12条 本連盟の会議は次の通りとし、それぞれの事項を立案審議あるいは決定する。

### 1. 総会

①委員会の立案・審議事項の承認

②その他議決を要する重要事項

### 2. 山梨県社会人サッカー連盟運営委員会（以下「運営委員会」という）

①役員の推挙並びに選出に関する事。

②事業計画の立案並びに実施に関する事。

③予算並びに決算に関する事。

④賞罰の裁定に関する事。

⑤本規約並びに諸規定の制定改廃に関する事。

⑥その他本連盟の運営上特に必要と認めた事項

### 3. 山梨県社会人サッカー連盟リーグ運営役員会（以下「運営役員会」という）

①事業計画の立案並びに実施に関する事。

②予算並びに決算に関する事。

③賞罰の報告に関する事。

④その他本連盟の運営上特に必要と認めた事項

第13条 総会・委員会並びに役員会の開催

### 1. 総会

(1) 総会は年1回会長が招集する。

(2) 総会の議長には、会長または会長の指名した役員が代理し、全加盟チームの代表者総数の3分の2以上の出席により成立する。ただし、総会に出席できないチーム代表者は委任状を提出して、代理人を指名して、表決を委任することができる。

### 2. 運営委員会

(1) 委員会は委員長が必要と認めた時又は、委員の3分の1以上が会議開催の理由を示して請求した時は、委員長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

(2) 委員会の議長には、委員長又は委員長の指名した委員がたる。委員長に事故ある時は副委員長がこれを代理する。

### 3. 運営役員会

(1) 役員会は議長が必要と認めた時又は、委員の3分の1以上が会議開催の理由を示して請求した時は、議長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

(2) 役員会の議長には、各リーグの議長があたる。議長に事故ある時は議長の指名した委員がこれを代理する。

## 第7章 会計

第14条 本連盟の加盟団体は別に定める会費を納入する。

第15条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終る。

## 附 則

第1条 第7条の加盟団体及びチームは、原則として社会人で構成された単独チームで、登録、第6条に定める競技の運営は別に定める「社会人サッカー連盟競技運営規定」による。

第2条 改廃の手続き

この規約の改廃は運営委員会で立案し、山梨県社会人サッカー連盟総会及び（一社）山梨県サッカー協会の承認を得るものとする。

第3条 この規約は昭和45年4月1日から施行する。

昭和56年4月 1日一部改正

昭和63年3月19日一部改正

平成 2年3月 4日一部改正

平成 3年3月10日一部改正

平成 4年3月 8日一部改正

平成 5年3月 7日一部改正

平成15年3月 2日一部改正

平成18年3月12日一部改正

平成24年3月18日一部改正

平成25年3月10日一部改正

平成26年3月 9日一部改正

平成28年3月13日一部改正

平成29年3月12日一部改正